

会 費 規 程

第1条 会費は、以下の通りとする。

会員区分	所属団体	年額会費
正会員	①ケーブルテレビ事業を行う法人	<p>算定方法 1</p> <p>年度末のアナログホームターミナル及びデジタルセットトップボックス契約世帯数×2円/月とする。</p> <p>但し年額 10 万円に満たない場合は 10 万円とする。</p> <p>算定方法 2</p> <p>総接続世帯数</p> <p>3 万世帯未満 10 万円/年</p> <p>3 万世帯以上 10 万世帯未満</p> <p style="text-align: right;">20 万円/年</p> <p>10 万世帯以上 30 万円/年</p> <p>上記 2 つの算定方法で、額の大きいものの金額を年会費とする。</p>
	②ケーブルテレビ事業を統括する法人	50 万円/年
賛助会員	ケーブルテレビ事業に関係する個人または団体	<p>団体 50 万円/年</p> <p>個人 1 万円/年</p>

第2条 途中入会においては、年会費とする。ただし、平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの入会は年会費の半額とする。

第3条 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。